

事業名：府省共通国有財産総合情報管理システム

目次

1. 国有システムの導入経緯
2. 国有システムの目的・概要
3. 国有システムの概要図
4. 国有財産データベースサブシステムの業務機能概要
5. 国有システムの予算額の推移
6. 一者応札の改善に向けた取組
7. 国有システムのコスト削減に向けた取組と平成30年度
機器更新の概要
8. 政策評価との関連について

1. 国有システムの導入経緯

- 電子政府構築計画（平成15年7月CIO連絡会議決定）において、業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることが決定。
- 国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）については、各府省に共通する業務・システムとして国有財産制度を所掌する財務省が担当府省となり、「国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）の業務・システム最適化計画」（以下、「最適化計画」という。）を策定することが決定し、平成18年3月のCIO連絡会議にて計画が決定。
- 各府省が区々に開発・運用していた国有財産関係システムを廃止し、新たに府省共通システムとして、平成19年7月から設計・開発に着手し、平成22年1月より府省共通国有財産総合情報管理システム（以下、「国有システム」という。）として運用を開始。
- 最適化計画の実施により、業務処理の正確を期すとともに、
 - ① 業務の効率化
 - ② 情報公開の積極的な展開
 - ③ 府省横断的な共通システム構築による経費削減
 - ④ 他の府省共通システム等との効果的な連携
 - ⑤ 安全性・信頼性の確保を図った。

2. 国有システムの目的・概要

【目的】

国有システムを活用して、

- 国有財産法に基づく国有財産台帳の記録や、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告資料の作成業務等を効率的に行うこと
 - 国有財産に関する個別の情報や入札物件情報等を広く国民に提供すること
- 等を目的としている。

【概要】

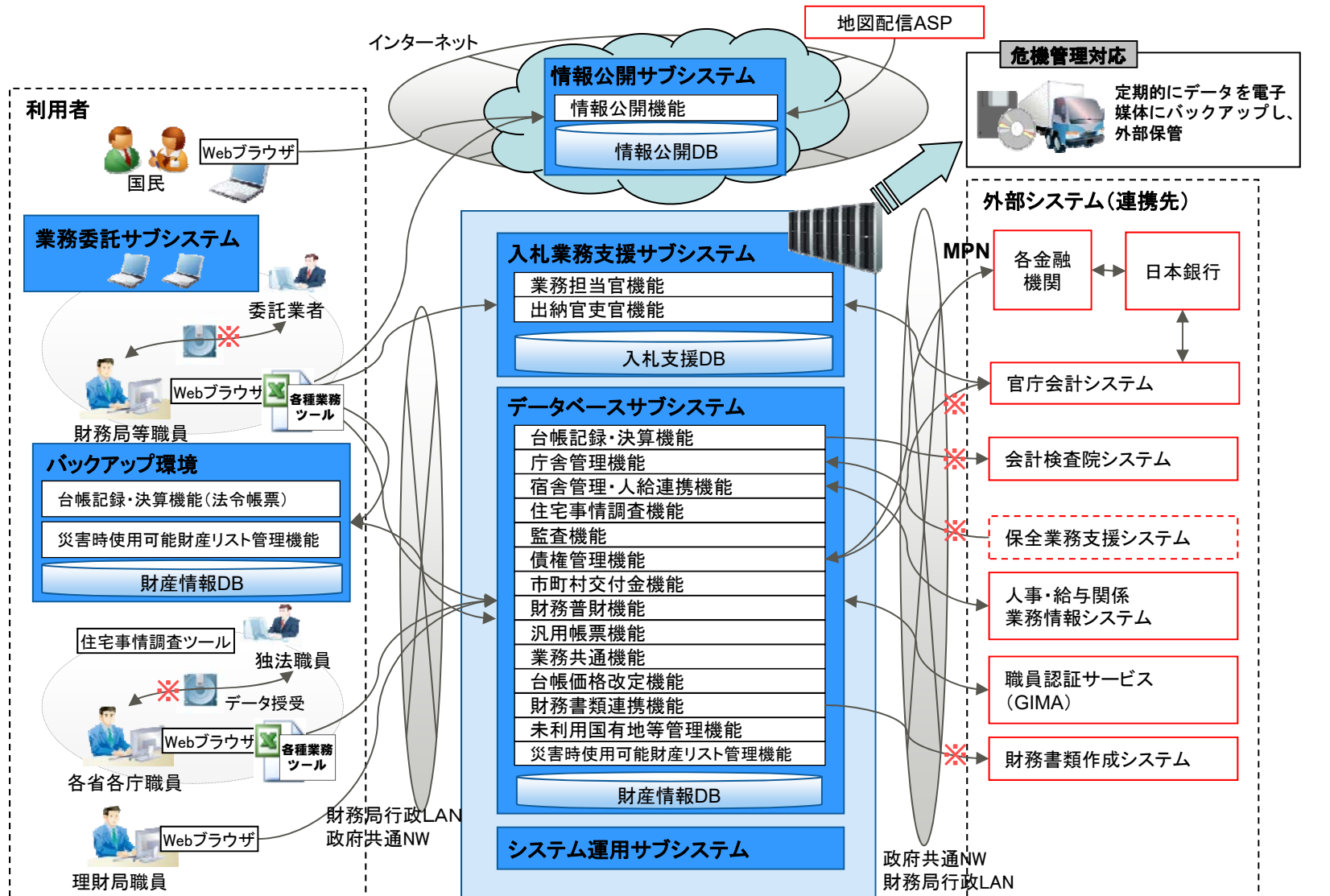
- 国有システムは、各府省で整備される利用端末と当該システムとを政府共通ネットワーク等で結び、台帳記録・決算等の国有財産関係業務を情報処理するほか、インターネットを通じて国有財産に関する情報を広く国民に提供している。理財局において本システムの開発及び管理・運用を行っている。
- 国有システムは、「国有財産データベースサブシステム」、「国有財産情報公開サブシステム」、「国有財産入札業務支援サブシステム」等のサブシステムで構成されている。

①「**国有財産データベースサブシステム**」は、国有システムの中心的なシステムであり、各府省が所管する国有財産の台帳に関する情報の管理及び関連する業務機能等を提供

②「**国有財産情報公開サブシステム**」は、各府省が所管する国有財産に関する個別の情報、財務局で売出し中の入札物件の情報等を、インターネットを通じて広く国民に提供

③「**国有財産入札業務支援サブシステム**」は、財務局が実施した国有財産の入札における入札保証金等の出納管理

3. 国有システムの概要図



※データ連携処理 (オフライン) を示す

4. 国有財産データベースサブシステムの業務機能概要

台帳記録・決算

国有財産台帳の作成や、各種報告書等の出力を行います。

住宅事情調査

国家公務員等の宿舍事情に関する調査結果を登録し、諸統計の出力を行います。

財務普財

財務局固有の業務(物納財産管理、業務委託財産管理、期間入札)を行います。

庁舎管理

庁舎等使用現況及び見込報告書の作成等を行います。

監査

実地監査及び各省各庁所管普通財産等の実態調査、処理計画・状況の登録等を行います。

汎用帳票

台帳記録・決算機能(管理単位)での多角的(管理態様、台帳数量・価格等、財産細別・増事由等)集計を行い、各種帳票を出力します。

宿舍管理

公務員宿舍の施設・設備等の現況を情報管理及び入退去申請等や宿舍統計の出力を行います。

債権管理

管財債権に関する債務者情報や債権情報を管理します。

台帳価格改定

台帳価格改定の一括自動計算及び評価調書の作成等を行います。

人事給与連携

人事・給与関係業務情報システムとの間でデータ連携を行います。

市町村交付金

貸付中の土地、宿舍の所在する土地等について、市町村交付金の計算等を行います。

財務書類連携

各府省所管財産で減価償却対象となるものについて償却額を自動計算します。また、国の財務書類を作成するための集計データや明細データ等を抽出します。

【利用者】

-  …財務局等
-  …理財局
-  …各省各庁

未利用地管理

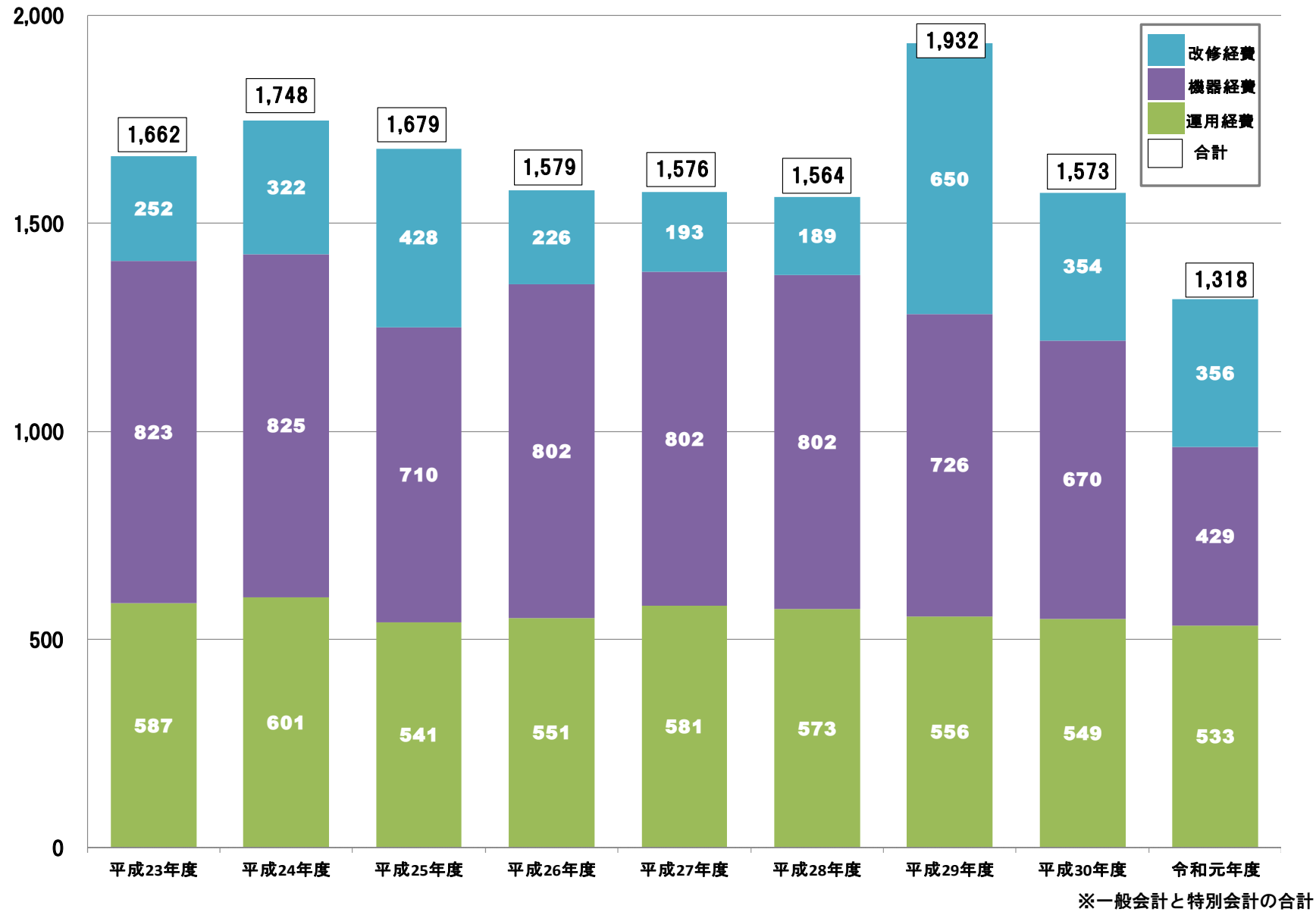
財務局固有の業務(各財産の処理計画や処理状況の管理)を行います。

災害時使用可能財産リスト管理

災害等発生時に使用(無償貸付等)可能な未利用国有地等のリスト管理及び作成、集計、出力を行います。

5. 国有システムの予算額の推移

(単位：百万円)



6. 一者応札の改善に向けた取組

国有システムに係る調達にあたっては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月CIO連絡会議決定）、「一者応札、応募に係る改善方策について」（平成21年3月財務省）等に基づき実施しており、調達方法の改善、調達の透明性確保と明確化等、従来から一者応札の改善に向けた取組を行っているところ。

平成28年度の行政事業レビュー等で一者応札の改善について取り上げられたことを踏まえ実施した取組を以下のとおり記載。

【資料提供依頼（RFI）の実施】

- ・ 機器更改時に実施したRFIにより提供された資料を踏まえた事業者要件の緩和、引継ぎ対応の充実化。

【民間事業者へのヒアリングの実施】

- ・ ヒアリング結果を踏まえた事業者要件の緩和、引継ぎ対応の充実化。

【既存設計書や作業報告書等の閲覧資料の拡充】

- ・ 新たに現行事業者から業務遂行に必要な作業工数及び工数実績を作業区分毎に徴求し、事前の閲覧資料として追加。

【公告期間の前倒しによる引継ぎ期間の十分な確保】

- ・ 引継ぎ期間の確保。
平成30年度公告日：H30/11/29、開札日：H31/1/31（引継ぎ期間：2ヶ月）
平成27年度公告日：H27/12/22、開札日：H28/2/25（引継ぎ期間：1ヶ月）

【入札情報の業者への積極的な情報提供】

- ・ 官報公告及び政府電子調達システムによる入札公告のほか、財務省HPの掲載等による情報発信。

今後予定している取組

- ・ 運用・保守業務について、市場化テストを導入。国庫債務負担行為による複数年度契約の活用。

7. 国有システムのコスト削減に向けた取組と平成30年度機器更新の概要

【コスト削減に向けた取組】

- 行政事業レビューの取組を通じ、業務の効率化等を行うことでコスト削減に努めてきた。
- 「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、令和3年度までを目途に政府情報システムに係る運用コストの3割圧縮を目指すことが示された。
- 国有システムでは、次期機器更新時において、
 - ① システム構成等を見直し、最新技術（仮想化技術）を導入することにより、サーバ台数を削減
 - ② 地図データの入替や日次監視業務の効率化
 - ③ 情報公開サブシステムの民間クラウド活用を実施することで、運用コストを削減。

【平成30年度機器更新の概要】

- 国有システムの前機器のリース期間は、平成29年12月末だったところ。
- 電子計算機等借料のコスト削減効果及び機器更新のための移行開発期間を考慮し、前機器のリース期間を平成30年12月末まで（12ヶ月）延長。
- 機器の構築期間を平成30年4月から12月までの9ヶ月とし、平成31年1月から運用を開始。

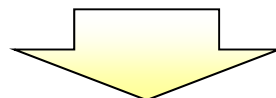
	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
	1/四 2/四 3/四 4/四	1/四 2/四 3/四 4/四	1/四 2/四 3/四 4/四	1/四 2/四 3/四 4/四	1/四 2/四 3/四 4/四	1/四 2/四 3/四 4/四	1/四 2/四 3/四 4/四	1/四 2/四 3/四 4/四	1/四 2/四 3/四 4/四	1/四 2/四 3/四 4/四
前機器の 賃貸借	構築 (9ヶ月)	前機器リース (H26.1月～H29.12月：48ヶ月)				前機器 再リース	国庫債務負担行為による 2ヵ年契約（H29～30） ※H30.1月～12月（12ヶ月延長）			
機器更新 のための 移行開発	国庫債務負担行為による 5ヵ年契約（H25～29）		国庫債務負担行為による 2ヵ年契約（H29～30）		機器更新作業 (20ヶ月)	平成31年1月 サービス開始		国庫債務負担行為による 5ヵ年契約（H30～R4）		
機器の賃 貸借						構築 (9ヶ月)	機器リース (H31.1月～R5.3月：51ヶ月)			

8. 政策評価との関連について

平成30年度財務省政策評価書（案）における、当該事業を含む政策目標は次のとおり。

政策目標3-3：庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

平成30年度政策評価事前分析表において、当該政策目標に係る予算額として、予算書上の「府省共通国有財産総合情報管理システム」（以下、「国有システム」）を記載しています。

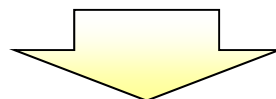


〈測定指標：定量的指標〉

3-3-6-A-1：国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日

3-3-6-A-2：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日

【目標】 国有システムにより、国有財産増減及び現在額総計算書等を効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で国会に報告。



国有システムにより、国有財産増減及び現在額総計算書等を効率的かつ的確に作成し、会計検査院及び国会への速やかな報告に寄与している。

当該事業を含む施策（3-3-6）については、「目標達成」との評価見込みとなっている。